

厚生労働省における
政府情報システムの整備及び管理に関する中長期計画

2022年11月11日

情報政策推進会議決定

目次

1. 基本事項	1
(1) 目的	1
(2) 現状と課題	1
(3) 計画目標	3
2. 政府情報システムの整備及び管理に関する重点的な取組事項	4
(1) 厚生労働省におけるプロジェクト監理の実施等による適切な情報システムの整備・管理の推進	4
(2) 情報システム経費の最適化に関する取組	5
(3) クラウドサービス等の利用推進	5
(4) 厚生労働省統合ネットワーク及び厚生労働省 LAN システムの GSS への統合	6
(5) データマネジメントの推進	7
(6) サイバーセキュリティ対策の推進	8
(7) デジタル原則に照らした規制の一括見直しに係るシステム整備	8

別紙 工程表

1. 基本事項

(1) 目的

2021年9月のデジタル庁の発足後、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2022年6月7日閣議決定、以下「重点計画」という。）及び「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（2021年12月24日デジタル大臣決定）が策定され、政府情報システムの整備及び管理に関する政府全体の取組方針が示されたところである。

本中長期計画は、政府全体の取組方針を踏まえ、厚生労働省における情報システムの整備及び管理に関する取組方針や2022年度から2026年度までの重点的な取組事項を示すことにより、厚生労働省全体として効率的・効果的な情報システムの整備及び運用を進めるとともに、行政サービスの利便性や業務効率の向上につなげることを目的とするものである。

(2) 現状と課題

厚生労働省は、健康・医療、子ども・子育て、福祉・介護、年金、雇用・労働といった幅広い施策を所管していることから、政府情報システム数は約140システム、整備・運用等に係る予算も令和4年度の当初予算額で約2,440¹億円（うち約182億円はデジタル庁において一括計上）と政府全体で見ても最大規模である。

また、厚生労働省においては、厚生労働審議官をデジタル統括責任者として図1のとおりITガバナンス体制を構築し、全体管理組織（PMO）による監理・支援の下、各情報システムの担当（PJMO）において情報システムの整備・運用を進めている。

これまで大規模な情報システムを中心にシステム更改等の機会に業務・システムの見直しを行い行政サービス及び業務効率の向上を図るとともに、情報システム経費の削減にも取り組んできた。また、一元的なプロジェクト監理の実施、共通機能・基盤の利用、クラウドサービスの利用などについても政府方針を踏まえ積極的に推進している。さらに、2020年度に新型コロナウイルス感染症対策のために緊急的に構築したシステムにおいて不具合が相次いで発生したことを踏まえた再発防止策として、①シス

¹ 政府情報システムの整備・運用等に係る予算。独立行政法人等への補助金等「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和4年4月20日デジタル社会推進会議幹事会決定）の別紙2における「その他経費」に係る予算は除外している。

テム構築などについて相談を受け付ける「情報システム相談窓口」の設置、
 ②少額随意契約案件を除く全ての調達仕様書案等の PMO による事前審査²
 の実施など厚生労働省独自の取組も実施している。

一方で、

- ・厚生労働省においては、多くの政府情報システムを運用し、所管する分野も多岐に渡ることから PMO による IT ガバナンスが省全体まで十分に行き届いていない現状にあるものの、
- ・デジタル庁の発足後、情報システム予算のデジタル庁による一括計上、ガバメントクラウドやガバメントソリューションサービス（以下「GSS」という。）といった新たな共通基盤・共通機能の構築、デジタル原則に照らした規制の見直しなど新しい取組がスピード感を持って実施されてきており、さらに、デジタルの分野は技術の進歩が早い分野であることから今後ともより一層の対応が求められる可能性が高い。

以上のことから、厚生労働省においても PMO の IT ガバナンス機能を強化し、政府全体の取組や最新の技術動向を踏まえ効率的・効果的な情報システムの整備・運用を実施していく必要がある。

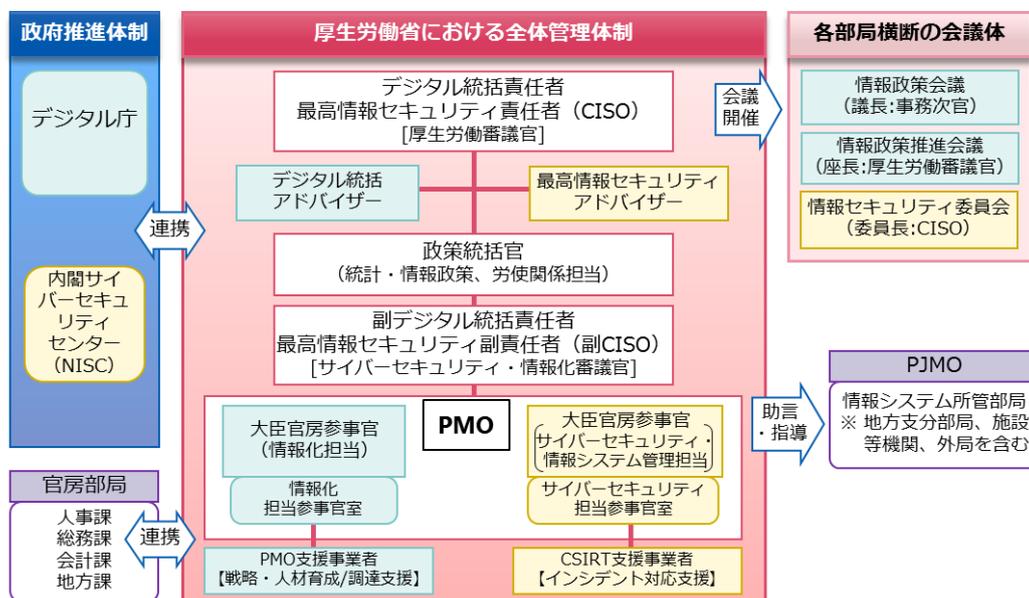


図 1 厚生労働省における IT ガバナンス体制

² 2020年9月以前は、PMOが調達仕様書審査を実施する案件を、一般会計の情報システムについては入札案件（一部除く）、特別会計の情報システムについては大規模なシステムの入札案件や予定価格が80万SDR以上の一般競争入札案件としていた。新型コロナウイルス対策のために緊急随意契約により構築されたシステムにおける、不具合の発生等を踏まえ2020年10月以降は、随意契約案件含め原則全ての調達仕様書案等の審査を実施することとした。

(3) 計画目標

PMOにおいて、ITガバナンス機能を果たすために、厚生労働省の全ての政府情報システムについて予算要求段階から執行段階(調達前、設計・開発、運用段階)まで一元的なプロジェクト監理³を行う。従前は予算要求段階のレビューや調達前の調達仕様書案等の審査を重点的に実施してきたところであるが、今後は設計・開発以降のフェーズについても2023年度予算の執行からプロジェクト監理を段階的に実施していくとともに、プロジェクト監理やPJMOからの相談等を契機として、PJMOに対して適時必要な支援・助言を実施していく。その上で、省全体としてクラウドサービスの利用、情報システム経費の削減、サイバーセキュリティ対策などに取り組むとともに、別紙の工程表に沿って各情報システムのプロジェクトを着実に進めていく。

また、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(2022年6月3日デジタル臨時行政臨時調査会決定)に基づき目視規制、定期検査・点検規制等7項目の規制について見直しを行っているが、今後は、規制見直し後の制度運用を効果的・効率的に実施するための手段としてシステム整備の必要性についても本計画に示す考え方に沿って検討していく。

なお、本計画の達成のためにはPMO及びPJMOの体制強化や担当職員のスキル向上及び組織全体のデジタルに関する知識、理解、技術の底上げが不可欠である。そのため「令和3年度～令和6年度 厚生労働省デジタル人材確保・育成計画」に基づきデジタル人材の確保・育成を進めていく。

³ 本計画は政府情報システムを対象としているが、一元的なプロジェクト監理の対象には国が補助金等を支出する等により地方公共団体、独立行政法人等が整備・管理する情報システムも含まれる。

2. 政府情報システムの整備及び管理に関する重点的な取組事項

(1) 厚生労働省におけるプロジェクト監理の実施等による適切な情報システムの整備・管理の推進

各府省は、所管する政府情報システムに係るプロジェクトについて、一元的なプロジェクト監理を実施することとされている。具体的には、年間を通じて予算要求段階、執行段階の各プロジェクトのフェーズにおいてPMOがレビューを行い、予算要求や執行の適正化を図ることとされている。

厚生労働省においては、これまで予算要求段階ではヒアリングを通じてプロジェクトの実施目的や必要性などとともに予算要求額の根拠となる見積内容について確認を行ってきた。また、執行段階においては、調達前に原則全ての調達仕様書案等の確認を行うとともに、大規模なプロジェクトなどについては設計・開発以降のフェーズにおいてもデジタル統括アドバイザーとともに支援を実施してきた。さらに2020年9月に「情報システム相談窓口」を設置し、情報システムの企画から運用に至るまで幅広くPJMOがPMOに相談できる仕組みを構築し、支援等を実施している。これらの取組について、今後も継続していく。

一方、2022年度予算から一般会計の政府情報システム予算がデジタル庁において一括計上されており、各府省の一括計上予算の要求額の調整もPMOに求められるようになった。2023年度からは中長期的な見通しを持って安定的な情報システムの予算確保に資する調整を実施できるよう、各システムの更改や改修予定などのスケジュールを2022年度内に把握することとする。また、執行段階における設計・開発段階以降の各プロジェクトの進捗状況を網羅的に把握し、適時適切なレビューや支援を行う仕組みについて2022年度内に検討した上で、2023年度予算の執行から段階的に運用していく。さらに、各段階のレビューにおいては、サービスデザインの観点を踏まえた業務改革(BPR)が適切に実施されているか、デジタル庁が整備する共通機能等の活用について適切に検討されているかなど政府方針に即して情報システムの整備等が検討、実施されているか確認する。

なお、2022年度からは、政府全体として原則、プロジェクト計画書を用いて一元的なプロジェクト監理を行うこととなり、厚生労働省においては、2021年度からプロジェクト計画書の雛形を作成し、予算要求時にPJMOにプロジェクト計画書の提出を求めるなどプロジェクト計画書を用いたプロジェクト監理を推進してきた。今後もプロジェクトの各フェ

ーズにおけるレビューを通じてプロジェクト計画書が関係する全てのステークホルダーの共通理解の形成のツールとして適切に整備・更新されているか確認するとともに、プロジェクトが本計画書に沿って適切に進められているか確認していく。

(2) 情報システム経費の最適化に関する取組

「世界最先端 IT 国家創造宣言」(2013 年 6 月 14 日閣議決定)において、情報システムの運用コストを 2021 年度目途で 3 割削減することを目指すこととされた。厚生労働省では、これまでシステムの安定稼働を維持しつつ、システム更改等の機会にサーバ等の統合・廃止や専用機器の台数の見直し、アプリケーションプログラムの保守性の改善、情報システムの統廃合などに取り組んできた。その結果、2021 年度までに 2013 年度の運用等経費約 1,590 億円を基準として約 580 億円を削減⁴し、約 36.5%の削減を達成した。

重点計画において、「令和 2 年度(2020 年度)時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費計約 5,400 億円を、令和 7 年度(2025 年度)までに 3 割削減することを目指す」と新たな削減目標が示されたことを踏まえ、厚生労働省においても経費の最適化に向けた取組を継続していく。

具体的には、システム更改に向けた検討などの機会に、現行システムのコスト構造の確認・分析を行い、最適化できる部分があれば次期システム等の調達に反映する。また、継続してシステムの統廃合や共通機能・共通基盤の活用によるコスト最適化の可能性についても検討していく。

PMO は、一元的なプロジェクト監理における予算要求段階や執行段階の各レビューにおいて各システムの経費最適化の取組状況についても確認し、必要な助言・支援を行うとともに、引き続き、予算要求段階や執行段階における調達前のレビューにおいて、見積の精査、システム特性や運用状況を踏まえ非機能要件の設定が過剰になっていないか等の確認を行っていく。

(3) クラウドサービス等の利用推進

「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(2017 年 5 月 30 日閣議決定)においてクラウド・バイ・デフォルト原則が示さ

⁴ 制度改正等により業務要件が変更された場合又は消費税率の変更により運用等経費が増加した場合には、当該増加分を可能な限り除外した上で算定した削減額。

れ、2018年6月に「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」(2021年9月10日デジタル社会推進会議幹事会最終改定)においてクラウド・バイ・デフォルト原則に基づくクラウドサービスの利用検討プロセスが示された。

厚生労働省においては、こうした政府全体の方針を踏まえつつ、オンラインで構築されていた政府情報システムは、システム更改等の機会にクラウドサービスの利用を第一候補として検討し、クラウド化のメリット等が確認されたシステムについてはクラウドへの移行を進めてきた。また、新規システムの構築に当たっては、クラウドサービスの利用を原則として検討している。

2022年8月時点で厚生労働省の政府情報システム約140のうち75システムがクラウドを利用している⁵。また、2020年度以降に新規で構築を開始したシステムは32システムあり、そのうち26システムがクラウドを利用⁵しており、積極的にクラウドの利用を進めている。

今後は、単にクラウドサービスの利用を進めるだけでなく、各システムの状況に応じてシステムのモダン化・クラウドネイティブ化の検討を進め、合理的・効率的なシステム構築を目指していく。

なお、これまで政府共通基盤として第1期及び第2期政府共通プラットフォーム(以下「政府共通PF」という。)が整備されており、厚生労働省においては政府共通PF活用のメリット等が認められるシステムについては積極的に政府共通PFを活用してきた。デジタル庁が発足し、新たな政府共通の基盤であるガバメントクラウドの整備が進められている。厚生労働省においては、その整備状況や政府全体の方針等を踏まえつつ、クラウドサービスの利用に当たってはシステムのモダン化・クラウドネイティブ化と併せて、ガバメントクラウドの利用を原則として検討していく。

PMOにおいては、上記の取組を着実に進めるためにデジタル庁の支援の下、クラウド移行等に係る支援体制を整備するとともに、優先的に上記の取組を進めるべきシステムを定め、重点的に支援していく。

(4) 厚生労働省統合ネットワーク及び厚生労働省LANシステムのGSSへの統合

厚生労働省においては、本省、出先機関等(約2100拠点)を広域の通

⁵ 新規でクラウド上に構築中のシステム及びクラウド利用を前提に新規構築を検討しているシステム含む。

信回線に接続・集約し、省内の個別システムを運用するためのネットワーク基盤として、厚生労働省統合ネットワーク（以下「統合ネットワーク」という。）を整備している。また、約7万人が利用する電子メール等のグループウェア、1人1台のパソコン配備を始めとした厚生労働省の業務処理の基盤となる情報システムとして厚生労働省 LAN システム（以下「省内 LAN」という。）を整備している。

重点計画において、デジタル庁が政府共通の標準的な業務実施環境（パソコンやネットワーク環境を提供するサービス）である GSS を提供することとされており、各府省においては、原則として 2022 年度以降のネットワーク更改等を契機に GSS の環境に移行することとされている。

統合ネットワーク及び省内 LAN については、予算措置を前提に 2023 年度以降出来るだけ早い時期に、GSS への移行方法及び移行に係るスケジュールの検討、GSS で提供されるサービスに移行した場合の厚生労働省の個別システム及び業務への影響等を把握するための調査研究を行う。当該調査研究等の結果を踏まえ、GSS への移行方針及び移行スケジュールを作成し、2026 年度以降におけるシステム更改に向けた方針を検討していく。

(5) データマネジメントの推進

これまで厚生労働省においては、情報・データが業務上の資産であり、情報システムのライフサイクルを越えた継続的な利用、他の情報システムとの連携等に留意する必要があるとの認識のもと、情報システムの整備等に係る予算要求や調達の際に、文字情報基盤やデータ連携モデル活用に留意すべきことを、PMO から省内各部局に対して周知するなどの取組を行ってきた。また、情報システムの新規構築・更改等を契機として、オープンデータ・バイ・デザインの考えに基づく取組を進めるべきことを PMO から省内各部局に対して周知・助言するなどオープンデータの取組についても推進してきた。

2022 年 3 月 31 日にデータのひな形やガイドブック等により構成されるデータ整備や運用のための体系である政府相互運用性フレームワーク（GIF）が新たに整備されたことを踏まえ、今後、各データの持つ意味の違いを精査しながら当該フレームワークの活用について検討していく。

(6) サイバーセキュリティ対策の推進

厚生労働省においては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえた「厚生労働省情報セキュリティポリシー」（厚生労働省情報セキュリティ委員会決定）を定め、技術革新等に対応したサイバーセキュリティ対策を講じ、情報漏えい、改ざんの防止や業務継続等の機密性、完全性及び可用性の観点から情報システムの管理及び運用を行うこととしている。

特に、近年におけるサイバー空間の公共空間化やサプライチェーンの深化を踏まえた対策として、情報システム構築時に、「セキュリティ・バイ・デザイン」の考え方を参照し、企画・設計段階から適切なセキュリティを確保するための取組を推進し、サプライチェーン・リスクには、「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続きに関する申し合わせ」（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申し合わせ）に基づく取組を行っていく。また、「クラウド・バイ・デフォルト原則」によるクラウドサービスの利用拡大に伴うセキュリティ対策として、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」の取組を活用した、政府統一的なセキュリティ要求基準を満たすクラウドサービスが利用されるよう規程等の整備を行い、適切なセキュリティを確保するための取組を推進する。

(7) デジタル原則に照らした規制の一括見直しに係るシステム整備

代表的なアナログ規制である目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制（以下「7 項目」という。）に該当するアナログ行為を求める場合があると解される条項について、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（2022 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会（以下「調査会」という。）決定）に基づきデジタル原則に適合させるための見直しを行っている。

厚生労働省が所管する規制については、2022 年 6 月時点で、7 項目に該当するものが約 1,800 条項あり、そのうち約 400 条項については見直しの方針が確定している。見直し方針が確定している規制については、規制の見直しの実施時期や実施方法等を検討している。

また、方針が決定していない約 1,400 条項については、引き続き調査

会事務局（以下「事務局」という。）などと協議しながら継続して検討するとともに、新規点検対象の規制については、見直し方針等を事務局と調整する。

これらの検討・調整の結果を踏まえ、見直しを行うものについては、各府省において、7項目に関する法律、政令、省令等の見直し工程表の素案を策定しており、2022年12月末を目途に、調査会において素案の内容を精査した上で、7項目に関する法律、政令及び省令等の見直し工程表が公表される予定である。

厚生労働省においては、所管する規制の見直しの実施方法等を検討する中で、見直し後の制度運用を効果的・効率的に行うための具体的なシステム整備の必要性も併せて検討していく。

システム整備に当たっては、国民等の利便性、費用対効果、業務効率性向上のため、以下の観点を踏まえて検討するものとする。

- ・既存の府省共通のシステムを利用できないか。
- ・新たに整備を要する場合にも、複数の類似した制度の運用に活用できる共通のシステムを整備できないか。この場合、PMO、デジタル庁、事務局などと調整しながら検討を進めていくこととする。
- ・デジタル技術の活用を前提とした業務フローとなるようBPRを徹底すること。